

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ こどもの健やかな育ちと充実した子育てを支援します

(1) 子育てに関する相談体制の充実

■現状と課題

- ・津野町地域子育て支援センター「つのっこルーム」にて子育て支援員が子育てに関する相談対応を行っていますが、利用者が少なく周知不足が課題となっています。(地域子育て支援拠点事業)
- ・地域資源の開拓やこども家庭センターの設置が必要です。(利用者支援事業)
- ・健やかな子育てを支援し育児仲間づくりのきっかけとすることを目的に定期的に育児教室、育児相談を行っていますが参加者が少なく、保護者同士の交流の機会となりにくい課題があります。(育児教室・育児相談)
- ・こども家庭センターの設置要件のひとつである、統括支援員の育成が課題となります。(こども家庭センター)

■施策の方向性

地域のつながりの希薄化が進む中で、子育て関連の情報発信や相談事業等の利用促進を図っていきます。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターにおいて、情報共有の円滑化など母子保健分野・児童福祉分野で連携し、妊娠時からの切れ目ない支援を一体的に実施します。

母子手帳交付時の妊婦全数面談では妊婦の支援ニーズを確認していきます。来所が難しい方へも電話や訪問等で支援を行います。子育て世代包括支援センターにおいて、地域で気軽に相談できる体制づくりに努めます。

保育ニーズが多様化する中で、教育・保育事業が円滑に利用できるよう、認定こども園での相談支援を継続します。

こども家庭センターについては、令和7年度設置に向けて検討しています。

就労、経済面、予期せぬ妊娠など困難な課題を抱える女性の相談体制を関係課と連携して構築するよう努めます。

■主な事業

名称	内容	担当課
利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、専門的な見地から相談支援などを実施します。	健康福祉課
こども家庭センター	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置を検討します。	健康福祉課
育児教室	保護者の相談に応じたり、個別または集団に対し保健指導を行い、すこやかな子育てを支援し、保護者同士が交流し、悩みを共有し解決したり、育児仲間づくりのきっかけとすることを目的に年4回～8回離乳食教室等を実施しています。	健康福祉課
育児相談	保護者の相談に応じたり、個別または集団に対し保健指導を行い、すこやかな子育てを支援し、保護者同士が交流し、悩みを共有し解決したり、育児仲間づくりのきっかけとすることを目的に、毎月2回、助産師による母乳育児相談、マッサージ、保健師らによる育児相談を実施しています。	健康福祉課
地域子育て支援拠点事業	津野町地域子育て支援センター「つのっこルーム」にて、子育てに関する相談場所の提供や、ベビーマッサージ教室等を実施しています。	教育委員会

(2) 地域における子育て支援

■現状と課題

- ・社会福祉協議会が町からの委託により運営しているあったかふれあいセンターにおいて、放課後の居場所づくりや長期休暇中の体験活動の機会を提供しています。
- ・各関係機関が定期的集まり、それぞれの機関での支援について情報交換・共有をしています。(子ども支援ネットワーク会議)

■施策の方向性

地域と行政が一体となって子育て家庭やこども・若者を支援するため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などとの連携を図りながら、地域のネットワークづくりを推進します。

子育ての孤立を防ぐため、地域とのつながりを持ちづらい家庭や要支援家庭の把握など各関係機関と情報を共有し連携を強化します。

■主な事業

名称	内容	担当課
子ども支援ネットワーク会議	津野町のすべてのこどもたちが健やかに育っていくために、家庭・地域・関係機関の連携を深め、児童虐待・不登校・非行行為等の予防・防止及び解決に努めます。	健康福祉課
家庭教育支援基盤形成事業	町内認定こども園、小中学校の保護者向けの親育ち・子育ての研修会開催支援を行います。	教育委員会
地域学校協働本部事業	各校・園にコーディネーターを配置し、学校(園)・家庭・地域が連携協力し、地域の実情に応じた地域住民等の参加により、授業等における学習補助や教員の業務補助、校内の環境整備、学校行事の運営支援といった様々な教育支援活動を行っています。	教育委員会
学校警察育成センター連絡協議会	津野町内の各小中学校・PTA、須崎総合高等学校、梶原高等学校、須崎警察署、PTA連合会、青少年育成センター専任補導員、教育委員会をもって構成しており、津野町内における児童、生徒の防犯補導対策について協議し、児童、生徒の健全育成を目的とし活動しています。	教育委員会
青少年育成津野町民会議事業	青少年の健全な育成を図ることを目的とした各種事業の実施、共催を行っています。	教育委員会
青少年育成センター	町内に専任補導員2名を配置し、青少年健全育成についての啓発や見守り活動に取り組んでいます。	教育委員会

(3) こどもを安心して生み育てるための支援の充実

■現状と課題

- ・母子保健担当保健師を中心に、妊娠期から産後、乳幼児期まで訪問や育児相談、乳幼児健診等を通して継続的な支援を実施しています。
- ・乳幼児健診においては、医師や専門職等の専門的な視点の強化や人材確保が難しい状況があります。
- ・医療機関や産後ケアの委託契約先等の施設が遠方であるため、相談や利用につながりにくい状況があります。

■施策の方向性

母子健康手帳交付時の面談や乳児訪問などの様々な機会を捉え、不安や困りごと、支援ニーズを把握し、ひとり親家庭など、それぞれの状況に応じた支援やサービスにつなぐとともに、妊娠準備期における相談のほか、出産前後の母親への支援の充実及び質の向上を図り、出産や育児に係る母親の負担感の軽減を図っていきます。

妊産婦健診や、すべてのこどもに対する各種健診、予防接種事業が円滑に行われるよう、医療機関等との連携を強化して必要な情報を提供するとともに、継続的なアプローチが求められる家庭に切れ目のない支援を行っていきます。

■主な事業

名称	内容	担当課
妊婦健康診査	母子健康手帳交付時や妊婦訪問等で母体健康管理の重要性を啓発し、妊婦健康診査の受診勧奨に努めます。	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握に努めるとともに、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供を行います。	健康福祉課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	健康福祉課
妊娠・子育てスターキット	保健師などが妊婦に対する面接及び相談を行い、妊娠・出産・子育てに必要なキットを交付します。	健康福祉課
出産・子育て応援事業	妊娠届出時の面談や出生後の保健師による訪問を行った妊婦・子育て世帯等に対し、それぞれ 50,000 円を支給することにより、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図ります。	健康福祉課
産後ケア事業	出産後 1 年未満の産婦及び乳児のうち、心身のケアや育児のサポート等の産後ケアを必要とするものに対し、助産師などの専門職が住民宅を訪問してのケアを行うアウトリーチ型（訪問型・訪問延長型）と、助産院等の専門施設で宿泊させて産後のケアを行う宿泊型を行います。	健康福祉課
産婦健診	産後うつや新生児への虐待予防などを図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成します。	健康福祉課
妊産婦検診通院費助成	定期的な健診を促し、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進するため、妊婦一般健康診査及び産婦健康診査時の通院費を助成します。	健康福祉課
乳児健診	身体の発育途上にある乳児に対し健康診査を行い、身体異常の早期発見と適正な育児指導を行います。	健康福祉課
幼児健診	1 歳 6 ヶ月児、2 歳 6 ヶ月児、3 歳 4 ヶ月児は身体、精神発達面で指標となる年齢であり、この時期に健康診査を実施することにより疾病を早期に発見し進行を未然に防ぐとともに、育児に関する指導を行い幼児の健康の保持、増進を図ります。	健康福祉課
乳児一般健康診査	妊娠後期訪問にて、受診票を 2 回分。1 回は 1 ヶ月健診での利用、2 回目は、集団健診での乳児健診に参加できなかった場合等の利用を声掛けしています。	健康福祉課
育児教室	保護者の相談に応じたり、個別または集団に対し保健指導を行い、すこやかな子育てを支援し、保護者同士が交流し、悩みを共有し解決したり、育児仲間づくりのきっかけとすることを目的に年 4 回～8 回離乳食教室等を実施しています。	健康福祉課
育児相談	保護者の相談に応じたり、個別または集団に対し保健指導を行い、すこやかな子育てを支援し、保護者同士が交流し、悩みを共有し解決したり、育児仲間づくりのきっかけとすることを目的に、毎月 2 回、助産師による母乳育児相談、マッサージ、保健師らによる育児相談を実施しています。	健康福祉課
予防接種事業	予防接種法に定める定期予防接種を適正に実施することで、疾病のまん延の予防及び町民の健康の保持に寄与する。	健康福祉課
不妊治療助成事業	不妊に悩む方への治療等に必要な経費の一部を助成します。	健康福祉課

(4) 充実した幼児教育・保育の提供

■現状と課題

- ・認定こども園において、職員の質の向上及び保育内容の充実を図るために講師を招き園内研修を実施しています。また、保育教諭と小学校教員による情報交換会や研究協議会を実施していますが、時間の確保が難しい状況です。(保幼小連携推進事業)

■施策の方向性

こどもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため、認定こども園にて、充実した幼児教育・保育を推進します。

幼児教育・保育を向上するため、保育士等のキャリアアップに向けた研修や処遇改善を行い、保育士の人材確保に努めるとともに、保育士に対する研修等の充実を図ります。

保幼小の連携の推進に当たっては、幼児期及び小学校における教育に関わるすべての機関が、それぞれの教育や保育の目的や目標、取組について十分に理解した上で、円滑な接続を図る必要があります。

■主な事業

名称	内容	担当課
スーパーアドバイザー事業	町内の認定こども園において職員の質の向上及び保育内容の充実を図るために、アドバイザーとして講師を招き各園年間7回ずつ園内研修を実施しています。	教育委員会
地域学校協働本部事業	各校・園にコーディネーターを配置し、学校(園)・家庭・地域が連携協力し、地域の実情に応じた地域住民等の参加により、授業等における学習補助や教員の業務補助、校内の環境整備、学校行事の運営支援といった様々な教育支援活動を行っています。	教育委員会
保幼小連携推進事業	それぞれの認定こども園・小学校で作成したアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの実践や保育教諭、小学校教員同士による情報交換会や研究協議会を実施しています。その他にも視察や講師を招いての研修会等も実施し、就学前の保育・幼児教育と小学校教育の連続性、一貫性を確保した円滑な接続を推進しています。	教育委員会

(5) 多様な保育ニーズへの対応

■現状と課題

- ・1号認定の在園児や未入園児の一時預かりを2か所の認定こども園で実施しています。

■施策の方向性

就労により帰宅時間が遅くなってしまふ家庭の保育ニーズに応えるため、引き続き認定こども園で18時30分まで保育を実施します。

家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、認定こども園で一時預かりを実施します。

障害児や外国につながる幼児等や保護者には、引き続き配慮して適切な対応をしていきます。

■主な事業

名称	内容	担当課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、認定こども園や幼稚園等において、保育を実施する事業です。現在、津野町では2か所の認定こども園で実施しています。	教育委員会

基本目標2 こども・若者の成長をライフステージに応じて支援します

(1) こども・若者の居場所づくり

■現状と課題

- ・放課後や長期休暇中のこどもの居場所として町内3か所で放課後子ども教室を開設していますが、それぞれの運営の仕方や指導員の確保について課題があります。(放課後子ども教室推進事業)
- ・令和6年3月に高知信用金庫旧葉山支店の改修を行い、「つのっこくまちゃんる～む」を整備し、放課後子ども教室を開設していますが、その他の活用の仕方については検討しています。(こどもの居場所づくり推進事業)

■施策の方向性

どのような場を居場所と感じるかどうかは、こども・若者の意見を聞きつつ、多様な居場所づくりの推進を図っていきます。

放課後子ども教室の今後の方向性については、保護者のニーズを把握しながら、児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができる環境整備をめざします。

中高生の居場所づくりに関しては、既存の公共施設の利活用を検討し、現在の施設の利用実態を踏まえ、通信等の環境面を整備しつつ、中高生の意見を聴取しながら、推進していきます。

■主な事業

名称	内容	担当課
放課後子ども教室推進事業	・放課後や長期休暇中のこどもの居場所づくりを目的として町内3か所で放課後子ども教室を開設しています。体験活動を行ったり、指導員が見守ることでこどもが安心して過ごせる環境を整備しています。	教育委員会
こどもの居場所づくり推進事業	こどもが安全で安心して過ごせる環境の整備を推進し、こどもたちが夢や希望を持って健やかに成長していけるまち、こどもを生み育てやすいまちの実現を目的として、津野町こどもの居場所づくり推進協議会を設置し、「つのっこくまちゃんる～む」を開設しています。	教育委員会

(2) 児童生徒への多面的な支援の充実

■現状と課題

- ・スクールソーシャルワーカーが、学校と連携し、児童生徒、家庭の支援を行っています。(スクールソーシャルワーカー事業)
- ・教育支援センターでは、指導員が不登校等の児童生徒、家庭の支援を行っています。

■施策の方向性

学校でのスクールソーシャルワーカーによる相談・支援を継続するとともに、多様な相談に対して個々の状況に応じた適切な支援を行うため、相談・支援体制の充実を図り、福祉や医療などの関係機関と連携を推進します。

不登校やいじめについて、いじめの未然防止等のための対策の推進を図っていきます。不登校やいじめに関する対策は、関係諸機関との連携・協力により推進していきます。

■主な事業

名称	内容	担当課
スクールソーシャルワーカー事業	小中学校教職員と連携し、児童生徒、家庭の分析、把握及び支援を行っています。	教育委員会
いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止等に関する施策の推進、基本方針等の見直しを行っています。	教育委員会
教育支援センター	指導員が不登校等の児童生徒、家庭の支援を行っています。	教育委員会

(3) こども・若者の健やかな成長のための支援

■現状と課題

- ・関係機関が連携し、体験活動や見守りを行っています。

■施策の方向性

家庭、学校、地域、警察等と連携し、青少年が地域の中で健やかに育成できるよう支援します。また、青少年が犯罪や事故に巻き込まれることがないよう見守り活動を継続的に実施するとともに、インターネットやSNSに起因する問題への対応など、青少年を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した取り組みを推進します。

また、長期休暇中の体験活動を通して、地域とのつながりの充実を図り、こどもの豊かな心や体を育てていきます。

■主な事業

名称	内容	担当課
道徳教育推進事業	学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進し、心豊かな津野っ子を育成します。	教育委員会
青少年育成津野町民会議事業	青少年の健全な育成を図ることを目的とした各種事業の実施、共催を行っています。	教育委員会
青少年育成センター	町内に専任補導員 2 名を配置し、青少年健全育成についての啓発や見守り活動に取り組んでいます。	教育委員会
学校警察育成センター連絡協議会	津野町内の各小中学校・PTA、須崎総合高等学校、栲原高等学校、須崎警察署、PTA 連合会、青少年育成センター専任補導員、教育委員会をもって構成しており、津野町内における児童、生徒の防犯補導対策について協議し、児童、生徒の健全育成を目的とし活動しています。	教育委員会

(4) 出会い、結婚支援

■現状と課題

- ・町内の若者が有志で集まり、若い力で地域を活性化させることを目的とした様々なイベント活動を行っています。(成年(青年)等育成活動)
- ・子育て世帯や若者定住のための町営住宅が4か所ありますが、入居希望者が多い状況が続いており、常に満室の状態となっています。(ステップ住宅入居事業)(Monte 家入居事業)。(津野町定住促進住宅)

■施策の方向性

若者が交流できるイベントや居場所づくりについて検討していきます。結婚を望む人への出会いの場の提供に関する広域的な取り組みの周知や、結婚生活に伴う新生活のスタートへの支援など、希望に応じた支援を進めます。

■主な事業

名称	内容	担当課
ステップ住宅入居事業	若者の独身者又は妻帯者で、津野町に定住する意志のある者に対して住宅を提供します。	総務課
Monte 家入居事業	子育て世帯や新婚等世帯に対して住宅を提供します。	総務課
結婚新生活支援事業	年度内に婚姻届を提出し受理された夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満で、結婚を機に津野町内に住居を構え、住民異動届を提出した新婚世帯に対し、引越費用・住居費用を1世帯あたり上限60万円給付します。	町民課
若者定住促進住宅取得奨励金	45歳以下の者が定住する目的で町内で新築住宅の取得、増築又は中古住宅の購入を行った場合に奨励金を交付します。	まちづくり推進課
津野町定住促進住宅	子育て世帯・新婚世帯向けの住宅を提供します。	まちづくり推進課
成年(青年)等育成活動	知り合いの輪を広げ、若い力で地域を活性化させることを目的とし、職種、性別、年代を越えて楽しめる活動を実施しています。	教育委員会
不妊治療助成事業	不妊に悩む方への治療等に必要な経費の一部を助成します。	健康福祉課

(5) 将来の職業選択への支援

■現状と課題

- ・中学生が町内の事業所で職場体験をし、将来について考える機会となっていますが、幅広い職業の体験を希望する生徒もあり、今後検討が必要です。
- ・将来津野町で住み続けたいと考えるこども・若者が進学のために一度町から出ても再び帰ってくるのできる環境づくりが必要です。

■施策の方向性

こども・若者が自分の夢や希望に沿った職業に就くための道筋を整え、より豊かなキャリアを築くための支援をします。こども・若者が主体的に自らのライフデザインが描けるよう、キャリア形成支援を行います。

また、中学校での職場体験における体験先の業種や仕事のバリエーションを持たせて早期に職業観の醸成を図り、将来のキャリア形成を意識したライフデザインが描けるよう支援を行います。

■主な事業

名称	内容	担当課
子どもの夢・希望目標育成事業	キャリア教育の一環で、夢や目標に向かって頑張ろうと思う気持ちを育てます。	教育委員会

基本目標3 安心して生活できるよう子どもと家庭を支援します

(1) ひとり親家庭等の経済的負担の軽減と自立支援

■現状と課題

- ・ひとり親世帯の経済的困窮度が高いことが示されています。(子どもの生活状況調査)

■施策の方向性

引き続き、ひとり親家庭、就労や経済面で課題を抱えた女性などに対して各種手当の支給及び医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、必要に応じて適切な支援を受けられるよう関係機関につないでいきます。

ひとり親家庭、就労や経済面で課題を抱えた女性などそれぞれの状況に応じて、相談支援を通じ、きめ細やかな支援につなげるほか、家庭への相談体制を整備し、各種支援制度の周知や県ひとり親家庭センターとの連携、情報提供等の取組を推進していきます。

■主な事業

名称	内容	担当課
ひとり親家庭医療事業	配偶者のない女子または男子、その者と生計を同じくする子たる児童、父母のない児童等の医療費自己負担分を助成します。	町民課
母子父子寡婦福祉資金	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するための貸付を行います。	町民課

(2) 児童虐待から子どもを守る取組の推進

■現状と課題

- ・各関係機関が定期的集まり、それぞれの機関での支援について情報交換・共有をしています。(子ども支援ネットワーク会議)
- ・乳児家庭全戸訪問事業を実施し、訪問の結果支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業や母子保健事業、その他の支援につないでいます。

■施策の方向性

引き続き、児童虐待に関する認識や知識の普及啓発と併せ、子育て世代包括支援センターをはじめとした支援機関の周知を図り、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。

児童虐待の未然防止のため、庁内の関係課や医療機関と連携し、妊娠期の支援をさらに充実させるとともに、困ったときに相談しやすい環境を整備し、出産直後から1歳までの児童虐待の重篤化しやすい時期の支援強化に繋がります。また、専門的な知識が必要であることから、虐待対応に関する研修などに参加し、相談業務に携わる職員や関係者のスキルアップを図ります。虐待を受けた子どもに対するケアについては、関係機関とのネットワークを活用し、充実を図ります。

■主な事業

名称	内容	担当課
子ども支援ネットワーク会議	津野町のすべての子どもたちが健やかに育っていくために、家庭・地域・関係機関の連携を深め、児童虐待・不登校・非行行為等の予防・防止及び解決に努めます。	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握に努めるとともに、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供を行います。	健康福祉課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	健康福祉課

(3) 支援の必要な子どもと家庭への支援体制の充実

■現状と課題

- ・関係機関が連携して適切な福祉サービスの利用につなげています。(障害児通所サービス)
- ・社会福祉協議会に委託し、長期休暇中に障害のある子どもを対象に「わくわくふれあいデー」を実施しています。(障がい児長期休暇支援事業)

■施策の方向性

子育て世代包括支援センターをはじめ認定子ども園などの子ども・子育てを支援する関係機関は、引き続き、障がい児(者)相談支援事業所との連携強化を図り、障がい等の早期把握をするとともに、療育が必要な子どもや障がい児、その家族に対するきめ細やかな支援を行います。

■主な事業

名称	内容	担当課
福祉医療事業	重度障害のある人の医療費について、医療保険の自己負担分が助成されます。	町民課
特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級へ在籍している児童・生徒の保護者への経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及、奨励を図ります。	教育委員会
幼児健診事後フォロー事業	乳幼児健診後に発達が気になる子どもへの早期発見・早期支援につなげるため、言語聴覚士等の専門職と保健師が認定子ども園を訪問し、児の見立てや支援の助言を得ています。	健康福祉課
障害児通所サービス	児童福祉法に基づき、障害のある子どもが身近な地域で支援を受けられることを目指して、各サービス利用の支給決定を行います。	健康福祉課
障がい児長期休暇支援事業	障がい児が様々な体験等により楽しい長期休暇が過ごせること及び学校長期休暇中における障がい児をもつ家庭の療育負担軽減を図ります。	健康福祉課
難聴児補聴器購入助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児(者)の補聴器購入費用の一部を助成することにより、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、日常生活におけるコミュニケーションの向上及び就労場面における能率の向上を図ります。	健康福祉課
特別児童扶養手当	身体または精神に障害のある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に手当を支給します。	健康福祉課

(4) ヤングケアラーへの支援

■現状と課題

- ・学校等関係機関からの情報共有や連携が必要となります。

■施策の方向性

ヤングケアラー※に関しては、子ども自身がヤングケアラーであると自覚していないケースが多いほか、家庭内のことで周りの大人が気づきにくいなどの特徴があります。ヤングケアラーに関する周知啓発を充実し、子ども自身の自覚を促すとともに、子どもに関わる大人や関係機関はヤングケアラーである子どもに気づき、子どもの気持ちに配慮しながら支援につないでいくことが重要です。子ども自身が相談しやすい環境を整備します。

■主な事業

名称	内容	担当課
子ども支援ネットワーク会議	津野町のすべての子どもたちが健やかに育っていくために、家庭・地域・関係機関の連携を深め、児童虐待・不登校・非行行為等の予防・防止及び解決に努めます。	健康福祉課
教育支援センター	指導員が不登校等の児童生徒、家庭の支援を行っています。	教育委員会

※ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

(出典：厚生労働省/子ども家庭庁)

(5) 子育て世帯への経済的負担の軽減

■現状と課題

- ・支援を必要としている家庭に適切な援助が届く仕組みが必要です。

■施策の方向性

子育て中の家庭に対し、引き続き児童手当の支給及び子ども医療費の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。また、3歳から5歳までの認定こども園の利用料の無償化や0歳から2歳までの保育料の軽減を行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図ります。

■主な事業

名称	内容	担当課
子ども医療費助成事業	小学校入学（4月1日）から高校卒業（3月31日）までの医療保険自己負担分を助成します。	町民課
児童手当・児童扶養手当	18歳（高校生）までのこどもを養育している保護者への手当として、児童1人あたり月額10,000円（3歳未満は15,000円）が支給します。	町民課
子育て応援金事業	子を出産した者又は保護者及び小中学校入学児童生徒の保護者に応援金を支給します。	町民課
未熟児療育医療給付事業	養育医療給付事業：養育医療の給付のうち移送に係るものを除いたもの。 対象：津野町に住民票があり、指定養育医療機関で入院治療している下記の赤ちゃん ①体重2,000g以下で生まれた赤ちゃん ②体重2,000gより多くても特に生活力が弱い赤ちゃん	町民課
就学援助制度	経済的な理由から就学が困難な児童生徒に対して、学用品費や学校給食費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を目的としています。	教育委員会

(6) 進学・就学への経済的支援

■現状と課題

- ・こどもが高校や大学等に進学する際の家庭の経済的負担の軽減が求められています。

■施策の方向性

認定基準以下の収入の児童・生徒の保護者に対して就学援助費の支給等の必要な支援を行うほか、高等学校・大学等へ進学する生徒や学生に対しては、通学費の助成や奨学金の給付を行います。

■主な事業

名称	内容	担当課
高等学校等通学支援事業	津野町に住所を有し居住している高等学校等の第1学年から第3学年までに在学している満20歳以下の生徒を養育している保護者を対象に、通学費に要する経費の一部を助成しています。	教育委員会
就学援助制度	経済的な理由から就学が困難な児童生徒に対して、学用品費や学校給食費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を目的としています。	教育委員会
奨学金事業	社会において広く有為な人材の育成を図ることを目的に、高校及び大学等に通学する方に対して学資貸与を行います。	教育委員会